

個人情報保護に関する法律に基づく公表事項等のご案内

当協会の個人情報保護宣言、及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」といいます。）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」といいます。）に基づき公表又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならないものと定められている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

岐阜県農業信用基金協会
会長理事

（令和 4 年 4 月 1 日一部変更）

1. 個人情報保護宣言

（略）（前掲「岐阜県農業信用基金協会個人情報保護宣言」）

2. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的

当協会は、法に基づき、当協会の利用者の個人情報および特定個人情報を、次の業務および事務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

(1) 個人情報を取得する際の利用目的（保護法第 21 条第 1 項関係）

業務内容	農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第8条に定める次の業務で利用致します。 ①当協会の会員たる農業者等（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含みます。以下同じ。）が、農業近代化資金、農業改良資金、青年等就農資金、事業資金又は生活資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証 ②農業経営改善促進資金の貸付けを行う融資機関に対する資金供給 ③債務の保証又は資金供給に係る①及び②の業務に附帯する業務
利用目的	当協会の会員たる農業者等に対する保証又は資金供給に係る資金の貸付けに関し、次の利用目的で利用致します。 ①ご本人（個人情報によって識別される特定の個人をいいます。以下同じ。）又はご本人の代理人であること若しくはご本人の利用資格を確認する場合 ②当協会が、保証の引受・継続の審査及び当該貸付金の管理・回収、代位弁済の審査及び求償権その他の債権の管理・回収を行う場合 ③融資・保証保険・原資供給・再保証・認定・承認・支援・指導を行う融資機関、信用補完機関、地方公共団体その他の団体（以下「関係機関」といいます。）に個人情報を提供する場合 ④当協会及び関係機関が、調査、お知らせ、勧誘、融資商品・サービスの開発又は研究を行う場合 ⑤当協会の保証事業に際し個人情報を、加盟する個人信用情報機関に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供する場合 ⑥ご本人との契約及び法令等に基づく、権利の行使及び義務の履行を行う場合 ⑦ご本人との契約の解除又は解除後の事後管理を行う場合 ⑧その他、ご本人との取引を適切かつ円滑に履行するために必要な場合

(2) 特定個人情報取得時の利用目的（番号法第 29 条第 3 項関係）

事務の名称	利用目的
取引先等に係る個人番号関係事務	報酬・料金等に関する法定書類作成事務

3. 当協会が取り扱う保有個人データに関する事項（保護法第 32 条第 1 項関係）

(1) 個人情報取扱事業者の住所、名称及び代表者の氏名

〒500-8367

岐阜県岐阜市宇佐南 4 丁目 13 番 1 号

岐阜県農業信用基金協会

会長理事 櫻井 宏

(2) 全ての保有個人データの利用目的

2 に記載のとおりです。

(3) 開示等のお申出の手續等（保護法第 21 条第 4 項第 1 号から第 3 号に該当する場合を除く。）

- ① お申出先 〒500-8367 岐阜県岐阜市宇佐南 4 丁目 13 番 1 号
岐阜県農業信用基金協会 業務課 （電 話）058-276-5253
（F A X）058-276-5252

受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

② 請求の方法・提出書面

当協会が定める「個人データ開示請求書」を受付窓口又は郵送により提出して下さい。

③ 請求者ご本人又は代理人の確認方法

ア. ご本人の確認方法

(ア) 来店による請求の場合

窓口においてご本人であることが証明できる次のいずれかの書類等をご提示ください。

- a. 開示請求書に押印した実印の印鑑証明書（交付日より 3 ヶ月以内のもの）
- b. 顔写真付で氏名、生年月日および住所を確認できる公的書類のうち 1 点
 - (a) 運転免許証
 - (b) パスポート（所持人記入欄に現住所の記入があるもの）
 - (c) 住民基本台帳カード
 - (d) 個人番号カード
 - (e) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留カード、特別永住者証明書とみなされる期間内のもの）
- c. 上記 b. 以外の書類の場合には、次の公的書類のうち 2 点
 - (a) 各種健康保険証
 - (b) 年金手帳（証書）
 - (c) 各種福祉手帳（証書）
 - (d) 住民票の写し

(e) 住民票の記載事項証明書

(f) 戸籍謄本・抄本（「戸籍の附票の写し」を添付）

(イ) 郵送の場合

上記 (ア) に定める各種公的書類のうち2点の写しを同封願います。

イ. 代理人資格の確認方法

代理人による請求の受付は、来店によるものとし、この場合にはご本人の確認書類（上記ア. に準じます。）に加え、以下の証明書をご提出ください。

(ア) 法定代理人の場合

親権者の場合は、請求者本人との続柄の証明できる住民票その他続柄を証明できるもの成年後見人の場合は、法務局の登記事項証明書（家庭裁判所の審判書と確定証明書でも可）

(イ) 任意代理人の場合

本人の印鑑証明書（交付日より6ヶ月以内のもの）付きの請求書および委任状

ウ. 請求に基づく当協会からの通知は、ご本人に対して、次の方法のうちご本人又はその代理人が指示された方法により行います。ただし、開示の方法の指示がない場合又は指示された方法が多額の費用を要するなど当該方法による開示が困難である場合には、書面を郵送する方法により行います。

a 電磁的記録を媒体に保存して、当該媒体を郵送する方法

b 書面を郵送する方法

④ 利用目的の通知又は開示を求める際の手数料の額及び徴収方法

ア. 手数料

1件当たり500円

なお、上記手数料に加え、別途郵送料（配達記録郵便）等をご負担いただきます。

イ. 徴収方法

現金又は当協会の指定する金融機関の口座にお振込み下さい。

(4) 苦情・質問等のお申出先及び手続等

(3)の①にお申出下さい。受付窓口、郵送、電話等いずれの方法でも結構です。(3)に該当する場合は、その手続により取り扱わせて頂きます。

(5) 当協会の所属認定個人情報保護団体

当協会は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体である社団法人日本クレジット協会の会員となっております。

一般社団法人日本クレジット協会 （相談受付電話）03-5645-3360

4. 個人情報信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について

(1) 当協会は、個人情報信用情報機関およびその加盟会員（当協会を含む。）による個人情報の提供・利用について、申込書・契約書等により、下記のとおり保護法第23条第1項に基づくお客様の同意をいただいております。

① 当協会が加盟する個人情報信用情報機関および同機関と提携する個人情報信用情報機関にお客様の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報

のほか、当該機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、当協会がそれと与信取引上の判断（返済能力または、転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用すること。

- ② 下記の個人情報(その履歴を含む。)が当協会が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されること。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
当協会が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- (2) 当協会は、当協会が加盟する個人信用情報機関において、下記のとおり保護法第 23 条第 4 項第 3 号に基づく個人データの共同利用を行っております。ただし、個人情報保護法の全面施行（平成 17 年 4 月 1 日）後の契約については、前記(1)に記載のとおり、お客様の同意をいただいております。

- ① 共同利用される個人データの項目

官報に記載された情報（氏名、住所、破産等の旨、日付等）

- ② 共同利用者の範囲

全国銀行個人信用情報センターの会員および全国銀行協会

(注)全国銀行個人信用情報センターは全国銀行協会が設置、運営する個人信用情報機関で、その加盟資格は次のとおりです。

ア. 全国銀行協会の正会員

イ. 上記ア以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関

ウ. 政府関係金融機関またはこれに準じるもの

エ. 信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）に基づいて設立された信用保証協会

オ. 個人に関する与信業務を営む法人で、上記アからウに該当する会員の推薦を受けたもの

③ 利用目的

全国銀行個人信用情報センター会員における自己の与信取引上の判断

④ 個人データの管理について責任を有する者の名称

全国銀行協会

(3) 上記のほか、上記の個人情報は、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。

(4) 上記の個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに記載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当協会ではできません。）。

① 当協会が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

TEL 03-3214-5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

(株)シー・アイ・シー

<http://www.cic.co.jp>

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

TEL 0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

② 同機関と提携する個人信用情報機関

(株)日本信用情報機構

<http://www.jicc.co.jp/>

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1

TEL 0120-441-481

主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

5. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項（保護法第 23 条第 2 項関係）

当協会は活用することを想定しておりません。

6. 共同利用に関する事項（保護法第 27 条第 5 項第 3 号関係）

保護法第 27 条第 5 項第 3 号は、第三者提供の例外として、特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提出される場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

この規定に基づき、当協会は、当協会の債務の保証又は資金供給に係る資金の融資機関（以下「融資機関」といいます。）、独立行政法人農林漁業信用基金、一般社団法人全国農協保証センターとの間で次により共同利用致します。

(1) 共同利用するデータの項目

- ・ 氏名、性別、年齢、続柄、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先、家族構成、住居状況等の属性に関する情報（変更が生じた場合の変更後の情報を含む。）
- ・ 契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、毎月の支払金額、支払方法、振替口座等の契約に関する情報
- ・ 支払開始後の利用残高、月々の支払状況等取引の現状及び履歴に関する情報（代位弁済後の求償権、裁判・調停等により確定した権利、完済等により消滅した権利、及びこれら権利に付随した一切の権利等に関する情報を含む。）
- ・ 支払能力を調査するため、又は支払途上における支払能力を調査するための、資産、負債、収入、支出、事業の計画・実績及び下記(2)に掲げる共同利用先との取引状況に関する情報又はこれらを証する書類に基づく情報
- ・ 取引上必要な本人・資格の確認の提示等を受けた、運転免許証、パスポート、市区町村交付の住民票の写し又は記載事項証明書等により得た本人・資格確認のための情報（センシティブ情報を除く。）

(2) 共同して利用する者の範囲

当協会、融資機関、独立行政法人農林漁業信用基金及び一般社団法人全国農協保証センター

(3) 共同利用する者の利用目的

- ・ 借入契約及び債務保証委託契約に関連するすべての与信判断並びに与信後の管理
- ・ 代位弁済後の求償権に対する管理
- ・ 裁判・調停等により確定した権利に対する管理
- ・ 完済等により消滅した権利に対する管理
- ・ 上記権利に付随した一切の権利等に関する管理
- ・ 調査、融資（保証）商品・サービスの開発又は研究

(4) 個人データの管理について責任を有する者

岐阜県農業信用基金協会

会長理事 櫻井 宏

〒500-8367

岐阜県岐阜市宇佐南4丁目13番1号

7. 仮名加工情報に関する事項（保護法第41条第4項関係）

当協会は、仮名加工情報を活用することと想定しておりません。

8. 匿名加工情報に関する事項（保護法第43条第3項関係）

当協会は、匿名加工情報を活用することは想定しておりません。

9. 備考

当協会が、ご本人への明示等により、別途、利用目的等を個別に示させて頂いた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させて頂きますことにつき、ご了承下さい。